

# 青森県報

第四千三百四十九号

平成二十九年  
九月十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 保安林の指定……………(林政課) ……一
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(会計管理課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二

### 公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造成策課) ……二
  - 農用地利用配分計画の認可申請……………(同) ……三
  - 特定漁港漁場整備事業計画の公表……………(漁港漁場整備課) ……四
  - 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……五
  - 右 同……………(同) ……五
  - 右 同……………(同) ……五
- 公安委員会
- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通企画課) ……六

## 告 示

青森県告示第六百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 保安林の所在場所

むつ市川内町戸沢一二七の一、一二七の二、一二七の四五から一二七の四七まで、一二七の四九、一二七の五〇、一二七の五二、一二七の五八、一二七の五九、二〇三、川代一六九の七六、一六九の八七

#### 二 保安林指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 青森県告示第六百四十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年三月十七日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

三戸郡三戸町大字川守田字横道二三

栗谷川 博

青森県告示第六百五十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年八月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名  
青森市花園一丁目二の二三  
中村 道弘

青森県告示第六百五十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年八月二十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称  
弘前市大字元寺町七  
株式会社田中屋

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第

一項の規定により公告する。

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七	畑	二、二八五
弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	田	九九三

二 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七	平成三〇年一月	五年	〇
弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	平成三〇年一月	五年	二四、八二五

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年九月二十七日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務

所の所在地並びに代表者の氏名)

- (一) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (二) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (三) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (四) 意見の趣旨及びその理由
- (五) その他参考となるべき事項

農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課においてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける 土地	認可 申請日
農事組合法人 はなわ	弘前市大字鼻和字西田 二六七の一	弘前市大字細越字早稲田四 の一ほか一筆	平成 二九・八・三
農事組合法人 ほりこし ファーム	弘前市大字堀越字鑑田 八五	弘前市大字門外字栄田一六 七ほか二筆	〃
農事組合法人 ほりこし ファーム	弘前市大字堀越字鑑田 八五	弘前市大字門外字栄田一五 五	〃
農事組合法人 ほりこし ファーム	弘前市大字堀越字鑑田 八五	弘前市大字門外字富岡九八	〃
農事組合法人 ほりこし ファーム	弘前市大字堀越字鑑田 八五	弘前市大字石川字外坪九一 ほか二筆	〃

田村 敬一	七五の一	上北郡野辺地町字向田	上北郡野辺地町字向田六六 三ほか一筆	〃
水尻 政雄	福平二四	十和田市大字洞内字大	十和田市大字洞内字稻荷ノ 下八〇ほか六筆	〃
横山 憲一	木字福西一九	南津軽郡藤崎町大字水	南津軽郡藤崎町大字水木字 駒田一六五	〃
仙南農産株式 会社	宮城県亘理郡亘理町長 瀬字下新丁四二の五	南津軽郡藤崎町大字藤崎字	南津軽郡藤崎町大字藤崎字 中真那板一二〇のうち	〃
佐藤 達也	木字福西二五の一	南津軽郡藤崎町大字水	南津軽郡藤崎町大字榊字福 田二五の一	〃
久保田 明則	ロリアハイツ一の三グ 号	南津軽郡藤崎町大字常	南津軽郡藤崎町大字中野目 字前田東四七の一ほか二筆	〃
久保田 明則	ロリアハイツ一の三グ 号	南津軽郡藤崎町大字常	南津軽郡藤崎町大字中島字 中元六三	〃
久保田 明則	ロリアハイツ一の三グ 号	南津軽郡藤崎町大字常	南津軽郡藤崎町大字中島字 種元一八八ほか三筆	〃
久保田 明則	ロリアハイツ一の三グ 号	南津軽郡藤崎町大字常	南津軽郡藤崎町大字中島字 岩崎九の一ほか六筆	〃
佐藤 勝雄	字和田六七	南津軽郡藤崎町大字榊	南津軽郡藤崎町大字水木字 駒田一一七ほか一筆	〃
農事組合法人 藤崎宮農組合	中野目字宮元二四の一	南津軽郡藤崎町大字西	南津軽郡藤崎町大字中野目 字前田西一六七ほか一筆	〃
農事組合法人 藤崎宮農組合	中野目字宮元二四の一	南津軽郡藤崎町大字西	南津軽郡藤崎町大字中野目 字前田西一六九ほか一筆	〃
株式会社福井 農園	平川市中佐渡南田八二 の三	黒石市大字小屋敷字小	平川市中佐渡上石田一二七 ほか十三筆	〃
澤 有成	黒石市大字小屋敷字小 屋敷村三の一	黒石市馬場尻下一六八	黒石市馬場尻下一六九	〃
佐山 孝文	黒石市大字北田中字田 中四	黒石市大字黒石字浄光寺一 四一ほか一筆	〃	〃

山崎 賢造	大川 義博	川口 英康	久保田 隆幸	清水目 誠	向井 由広	鶴ヶ崎 長福	野田 誠一	法人 東北農事組合	法人 東北農事組合	蛭名 光人	蛭名 光人	株式会社八甲田農場	天間 広孝	小又 上治	有限会社みらい天間林	天間 一博
上北郡おいらせ町洗平三四	上北郡おいらせ町豊原二丁目七四六	上北郡おいらせ町下屋敷二	三沢市大字三沢字園沢二一九の三八〇	上北郡東北町字上清水目七	上北郡東北町字外蛭沢西平二	上北郡東北町字鶴ヶ崎三	上北郡東北町大字上野字上野八五の一	上北郡東北町字滝沢平七の三九	上北郡東北町字滝沢平七の三九	上北郡東北町大字上野字久保五の四	上北郡東北町大字上野字久保五の四	上北郡七戸町字後平四六〇の一〇	上北郡七戸町字家ノ裏一九	上北郡七戸町字森ヶ沢一八七の三	上北郡七戸町字家ノ下六の二	上北郡七戸町字中野七の二
上北郡おいらせ町瓢三三三の一	上北郡おいらせ町豊原一丁目五六四ほか二筆	上北郡おいらせ町堤田二二三の一ほか一筆	上北郡おいらせ町向山平四三八の一ほか二筆	上北郡東北町字山添四二の四ほか二筆	上北郡東北町字外蛭沢西平八三の一	上北郡東北町字黒志多六の二一	上北郡東北町字土場二七の一五	上北郡東北町字滝沢平七の二三のうちほか三筆	上北郡東北町大字大浦字蟹沢八一ほか二筆	上北郡東北町大字大浦字蟹木下二三三の一ほか五筆	上北郡東北町大字大浦字蟹沢八一ほか二筆	上北郡七戸町字後平七六の一ほか一筆	上北郡七戸町字森ノ上三七五の一ほか一筆	上北郡七戸町字南館向四一ほか二十一筆	上北郡七戸町字家ノ上九ほか一筆	上北郡七戸町字築場川原五の二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

農林 有限会社小松	葛木 武男	小泉 泰成	小泉 泰成	佐藤 幸雄	西村 忠志	佐々木 友彦	館 昇	館 昇	磯谷 達與	中川原 卓雄	中川原 卓雄	蛭名 一満	蛭名 一満	蛭名 一満
三戸郡階上町大字道伝字耳ヶ吠三〇の一	三戸郡階上町着前西一丁目九の二四五八	三戸郡南部町大字小泉字小泉一四	三戸郡南部町大字小泉字小泉一四	三戸郡新郷村大字西越字堂ヶ前二	三戸郡南部町大字平字上平一七の一	三戸郡五戸町大字切谷内字向田二二の二	むつ市大字奥内字姥沢四の二	むつ市大字奥内字姥沢四の二	三沢市大字三沢字園沢二一九の三八〇	上北郡おいらせ町二川目一丁目七三の二三九	上北郡おいらせ町三川目一丁目七三の二三九	上北郡おいらせ町南下田四八の七	上北郡おいらせ町南下田四八の七	上北郡おいらせ町南下田四八の七
三戸郡階上町大字角柄折字東平四七の一ほか一筆	三戸郡階上町大字道伝字乙沢一八の一	三戸郡南部町大字小泉字上館野四四の一ほか三筆	三戸郡南部町大字小泉字細尻一四	三戸郡南部町大字福田字西久根六一の一	三戸郡南部町大字平字三部長根一五	三戸郡五戸町大字扇田字鳥内沢二五の一ほか一筆	むつ市大字奥内字重兵衛名二ほか一筆	むつ市大字奥内字坂本三五ほか一筆	上北郡おいらせ町向山平七九八ほか五筆	上北郡おいらせ町浜道七九五	上北郡おいらせ町浜道七九六ほか一筆	上北郡おいらせ町西下川原二四四	上北郡おいらせ町西下川原二四五	上北郡おいらせ町西下谷地三二〇ほか三筆
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、青森県陸奥湾地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により、

公表する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課、東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所及び下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 畑山電工株式会社
- 二 代表者の氏名 畑山良子
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西四番町一の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第九七号
- 五 取消年月日 平成二十九年八月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気通信工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年六月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 畑山電工株式会社
- 二 代表者の氏名 畑山良子
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西四番町一の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二八）第九七号
- 五 取消年月日 平成二十九年八月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年六月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社漆畑建築板金
- 二 代表者の氏名 漆畑俊裕
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字外蛭沢前平七九の二〇三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一四二四七号
- 五 取消年月日 平成二十九年八月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装

仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

平成二十九年六月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

### 公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月十三日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

#### 青森県公安委員会規則第九号

##### 青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号の表中

法第九十四条第一項の規定による運転免許証の記載事項の変更届出

を

法第九十四条第一項の規定による運転免許証の記載事項の変更届出	法第九十四条第一項の規定による運転免許証の記載事項の変更届出
法第九十四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請（受けている免許の全部の取消しを申請し、かつ、他の種類の免許を受けたい旨の申出をしない場合に限る。）	法第九十四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請（受けている免許の全部の取消しを申請し、かつ、他の種類の免許を受けたい旨の申出をしない場合に限る。）
法第百四条の四第五項の規定による運転経歴証明書の交付の申請	法第百四条の四第五項の規定による運転経歴証明書の交付の申請

に、

法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出

を

法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出

に改め、第

二十三条第六号中「移動に用いる用具等の実証実験を行う」を「移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をする」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭